

事業主各位

個人番号にかかる覚書の締結について

2015年12月

三重県建設労働組合 鈴鹿支部
三重県建設国民健康保険組合 鈴鹿支部

平素は組合の取り組みにご理解・ご協力いただきありがとうございます。

2016年1月から始まるマイナンバー制度について、三重県建設国民健康保険組合（三建国保）は個人番号利用事業者として、個人番号の収集・利用を行うこととなりました。三建国保の申請手続きにおいて、①申請書への個人番号記入、②組合員の個人番号確認（扶養家族含む）、③窓口申請に来た方の身元確認の3点を窓口で実施いたします。

組合員本人以外が窓口に来られる場合は、原則として委任状の提出をお願いすることになりました。

しかしながら、事業所の事務担当者の方が申請に見える都度、委任状をいただくのは事務運営上、多大な負担をおかけすることにもつながります。

組合では、別紙の通り、個人番号業務にかかる覚書を作成しました。貴事業所において、国保（組合）の申請業務を担当される方を代理人として指定いただければ、以後、委任状に代わるものとして取り扱いたいと考えます。

※覚書は一度提出いただければ、窓口に見える方の変更がない限り有効です。申請のたびに提出いただく必要はありません

大変、お手数をおかけいたしますが、主旨をご理解いただき、覚書の提出をいただきますようよろしくお願いいたします。

※複数の方が代理人として申請に見える可能性がある場合は、人数分コピーして記入いただき、ご提出ください。